

6. 廃棄物

(1) 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

	種類	適用	業種指定
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石灰灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液	
	6 廃プラスチック類	成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品の製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業から生ずる木材片等	有
	9 織 維 く ず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ	
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、レンガくず、廃石膏ボード等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等	
	17 家 畜 の ふ ん 尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 家 畜 の 死 体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	
特別管理産業廃棄物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃酸	
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類	
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
	廃 石 綿 等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等	
その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの		

なお、アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものです。(ただし、廃石綿等を除く。)

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となりません。

気体状のもの、放射性物質及びこれによって汚染されたもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 産業廃棄物処理業による処理の実績(16・17年度)

ア 中間処理

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計			
	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度		
産業廃棄物	燃え殻	32,778	34,162	14,884	22,031	47,662	56,193	
	汚泥		507,624	660,819	1,286,357	971,251	1,793,982	1,632,070
		うち建設汚泥	322,297	387,882	1,148,941	789,841	1,471,237	1,177,723
	廃油	56,044	89,007	99,812	105,036	155,856	194,043	
	廃酸	3,217	29,048	11,033	16,808	14,250	45,856	
	廃アルカリ	25,233	30,016	8,454	9,421	33,687	39,437	
	廃プラスチック類	144,407	154,150	83,962	126,075	228,369	280,225	
	紙くず	50,448	39,497	19,168	17,155	69,615	56,652	
	木くず	264,246	230,189	136,204	166,561	400,449	396,750	
	繊維くず	5,641	4,465	3,074	1,871	8,715	6,336	
	動植物性残渣	34,516	26,691	20,400	32,295	54,916	58,986	
	がれき類	2,637,015	3,127,182	735,985	884,626	3,373,000	4,011,808	
	金属くず	175,887	71,680	38,152	34,177	214,039	105,858	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	344,079	262,751	108,032	92,622	452,111	355,373	
	鋳さい	3,537	3,039	97,893	90,064	101,431	93,104	
	ゴムくず	2,035	13,572	25	37,526	2,060	51,098	
	ばいじん	4,310	4,961	15,335	22,463	19,645	27,423	
家畜ふん尿	1,552	481	0	0	1,552	481		
小計	4,581,246	4,781,710	2,745,322	2,629,982	7,326,567	7,411,692		
産業廃棄物 特別管理	廃油	10,065	13,452	10,483	14,278	20,548	27,730	
	廃酸	14,329	15,641	22,128	21,671	36,458	37,312	
	廃アルカリ	26,963	7,195	3,021	1,113	29,984	8,308	
	感染性産業廃棄物	8,094	9,912	10,828	9,482	18,921	19,394	
	特定有害廃棄物	563	2,316	923	3,032	1,486	5,347	
	小計	60,014	48,516	47,383	49,576	107,397	98,091	
合 計	4,641,260	4,830,226	2,792,704	2,679,558	7,433,964	7,509,784		
県内・県外の割合(%)	62.4	64.3	37.6	35.7	100.0	100.0		

(注) 千葉市、船橋市分を含む。

イ 最終処分

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計			
	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度		
産業廃棄物	燃え殻	40,272	28,918	719	5,431	40,991	34,349	
	汚泥		154,399	147,239	7,930	22,226	162,329	169,465
		うち建設汚泥	1,659	1,316	109	0	1,768	1,316
	廃プラスチック類	68,760	66,964	25,440	54,178	94,201	121,141	
	木くず	951	3,040	324	278	1,276	3,318	
	動植物性残渣	989	1,547	0	0	989	1,547	
	ゴムくず	157	59	15	129	172	188	
	金属くず	8,252	9,520	4,090	5,145	12,343	14,665	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	92,283	97,259	47,288	72,535	139,571	169,794	
	がれき類	33,799	39,638	29,840	25,225	63,638	64,864	
	鋳さい	2,921	7,476	700	487	3,621	7,963	
	ばいじん	35,579	54,142	472	1,881	36,052	56,023	
	その他	4,558	4,122	874	2,670	5,432	6,793	
小計	442,920	459,923	117,692	190,186	560,612	650,110		
特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	491	654	2	234	493	888		
合 計	443,411	460,577	117,694	190,421	561,105	650,998		
県内・県外の割合(%)	79.0	70.7	21.0	29.3	100.0	100.0		

(注) 千葉市、船橋市分を含む。

(3) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況(19年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	103	13	116	
	汚泥の乾燥施設(機械乾燥)	9	4	13	
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	2	0	2	
	汚泥の焼却施設	10	30	40	
	廃油の油水分離施設	3	12	15	
	廃油の焼却施設	14	25	39	
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4	
	廃プラスチック類の破碎施設	0	62	62	
	廃プラスチック類の焼却施設	17	32	49	
	木くず又はがれき類の破碎施設	42	159	201	
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0	
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	1	2	
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0	
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	2	0	2	
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	1	
	木くず等の焼却施設	10	49	59	
	合計	215	390	605	
	最終処分場	安定型	2	16	18
		管理型	10	12	22
遮断型		1	0	1	
合計		13	28	41	

- (注) 1. 千葉市、船橋市内の施設を含む。
 2. 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。
 3. 施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数